

米子市水道局揭示第4号

条件付一般競争入札の実施について

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び米子市水道局契約規程（平成17年水道局管理規程第28号）の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年4月23日

米子市水道事業管理者
水道局長 中原 明 寛

1 業務の内容

(1) 業務名

水道料金等コンビニ収納業務委託

(2) 業務概要

米子市水道局の収納金の内、水道料金及び下水道使用料について、コンビニエンスストアを介して収納する事務を、収納代行業者に委託する。

(3) 委託期間

契約の日から平成26年3月31日まで

（ただし、平成25年9月30日までは、準備期間とし、収納業務実施は平成25年10月1日からとする。）

2 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

ア 米子市車尾南二丁目8番1号 米子市水道局総務課会計係

(2) 日時

平成25年4月23日（火）から5月7日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

3 入札説明書の交付

この公告に記載のない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に交付するものとする。

(1) 交付場所

前項第1号に掲げる場所及び米子市水道局ホームページ

(2) 交付期間

前項第2号に掲げる日時

4 入札参加申込みの期限及び場所

(1) 入札参加申込期限

平成25年5月7日(火)午後5時

(2) 入札参加申込場所

米子市車尾南二丁目8番1号 米子市水道局総務課会計係

5 入札参加資格

(1) 仕様書に沿って、本件業務を確実に履行できること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

(3) 前項第1号に規定する入札参加申込期限から入札執行の日までの間に、米子市水道局の入札参加に係る指名停止措置を受けていないこと。

(4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、申立てがなされている者にあっても、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた場合又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた場合は、この限りではない。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(6) 次に掲げる項目の納付において滞納がないこと。

ア 米子市税

イ 消費税及び地方消費税

6 入札保証金 免除する。

7 入札の方法 郵便入札とする。

8 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行の日時

平成25年5月20日(月)午後1時30分

(2) 入札執行の場所

米子市車尾南二丁目8番1号

米子市水道局4階 入札室

9 落札

(1) 落札者は、予定価格(非公表)を下回る入札金額のうち、最低価格を提示したものとする。

(2) 予定価格を下回るものがない時は、再度郵便入札を行う。

(3) 落札となるべき同価格での入札者が2人以上ある場合は、くじにより決定する。

10 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

11 入札に当たっての留意事項

(1) 入札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認められたときは、入札の執行を中止することがある。

(2) 前号に掲げるもののほか、米子市水道局契約規程及び米子市水道事業会計規程(平成17年水道局管理規程第25号)並びに入札説明書に定めるところによる。

12 その他

問い合わせ先は、米子市水道局総務課会計係(電話0859-32-6119)とする。

入札説明書

米子市水道局掲示第4号に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、当該公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

- 1 公告日 平成25年4月23日（火）
- 2 契約者 米子市水道事業管理者 水道局長 中原明寛
- 3 担当部課 〒683-0008 米子市車尾南二丁目8番1号
米子市水道局 総務課 会計係（電話0859-32-6119）

4 入札物件

(1) 業務名 水道料金等コンビニ収納業務委託

(2) 業務内容 別紙仕様書のとおり

- 5 入札方法 条件付一般競争入札

6 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

米子市車尾南二丁目8番1号 米子市水道局総務課会計係

(2) 日時

平成25年4月23日（火）から5月7日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

7 入札参加資格

次に掲げる事項をすべて満たしていなければ、入札に参加できません。

(1) 仕様書に沿って、本件業務を確実に履行できること。

※地方公共団体の公金、水道料金等の収納事務の受託実績があること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
- (3) 次項第1号に規定する入札参加申込期限から入札執行の日までの間に、米子市水道局の入札参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、申立てがなされている者にあっても、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた場合又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた場合は、この限りではない。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (6) 次に掲げる項目の納付において滞納がないこと。
 - ア 米子市税
 - イ 消費税及び地方消費税

8 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問先 米子市水道局総務課会計係

ファクシミリ 0859-23-3530

※質問事項を記載した書面（別紙様式第4号）をファクシミリで送信のこと。

(2) 受付期間 平成25年5月13日（月）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 回答方法 米子市水道局ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった

場合には、掲載はしない。

9 入札参加申込みの期限及び場所

- (1) 期限 平成25年5月7日(火) 午後5時
- (2) 場所 米子市車尾南二丁目8番1号 米子市水道局総務課会計係
- (3) 提出書類等

下記の書類を、1部ずつ作成し、郵送又は持参すること。

ア 入札参加申込書(様式第1号)

イ 市税等同意書兼誓約書(様式第2号)

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書(申込日前1年間に法定納税期限の到来した消費税及び地方消費税の納税証明書。ただし、申込日前3か月以内に発行されたものに限る。)

エ 役員等調書兼照会承諾書(様式第3号)

オ 地方公共団体の公金、水道料金等の収納事務の受託実績(様式は問わない。)

カ 返信用封筒(80円切手を貼ること。)

※ 郵送の場合であっても、平成25年5月7日(火)必着のこと。

10 入札参加資格審査の結果の通知及び指定封筒の送付

平成25年5月8日(火)に、入札参加申込者に対して入札参加資格を審査のうえ、その結果を文書で通知する予定である。

なお、入札参加者に対しては、同日、入札申込の際に提出された返信用封筒により、郵便入札で使用する指定封筒(入札書を同封するもの)を郵送する。

11 入札保証金 免除

1.2 入札の方法 郵便入札とする。

(1) 郵送方法 指定封筒により、配達日指定郵便かつ特定記録郵便、簡易書留又は一般書留のいずれかの手続きを郵便局で行うこと。

指定封筒以外の封筒で入札書を郵送した場合は無効となります。

(2) 差出期限 平成25年5月14日(火)

(3) 指定配達日 平成25年5月17日(金) ※日付けをまちがえないこと

(4) 提出物

ア 入札書

1.3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成25年5月20日(月) 午後1時30分

(2) 場所 米子市車尾南二丁目8番1号
米子市水道局4階 入札室

1.4 入札の手順

(1) 入札書の記入方法

契約はコンビニ収納1件当たりの単価契約としますので、初期導入費用及び月額使用料等は単価に換算して算入してください。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望の金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

(2) 入札立会者

入札者は、入札時に、立会者を参加させることができる。ただし、1入札者当たり1人を限度とします。

(3) 落札者の決定

ア 予定価格（非公表）を下回る入札金額のうち、最低価格を提示した者を落札者とします。

イ 予定価格を下回る入札金額がなかった場合は、再度郵便入札を行います。当該入札に参加することができるのは、当初の入札に参加した者に限ります。

この場合、直ちに再度入札対象者へFAXにて再度入札期間等を周知するので、自社にて再度入札に備えること。また、再度の応札がない場合は、再度入札を辞退したものと見なします。

ウ 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、くじによって落札者を決定します。くじは、立会者が入札に立ち会っている対象者は立会者が、立会者がいない場合は入札事務に関与しない職員が代わってくじをひきます。この場合において、くじを辞退することはできません。

エ 入札執行を行っても予定価格に達した方がおられない場合には、最後の入札で最低金額を提示された方と示談をすることがあります。

※この場合でも、予定価格（非公表）を変更することはありません。

オ 入札結果（入札者名、入札金額等）は、入札後に一般公開予定ですので、ご了承ください。

(4) その他の留意事項

ア 配達指定日までに入札書が届かない場合は、失格とします。

イ 入札者が1人であっても、入札は実施します。

ウ 入札書には記名押印をしてください。

エ 入札金額は、算用数字を使用してください。

オ 入札金額は、明確に記入するものとし、これを訂正することはできません。

カ 再度入札以降において、前回の最低金額と同額又はこれを上回った金額を記入することはできません。

キ 他の入札者の代理を兼ねた者の入札は無効となります。

ク 2人以上の入札者の代理をした者の入札は無効となります。

ケ 入札者は、入札書を提出するまでの間に入札辞退届又は入札を辞退することを明記した書面を提出すれば、いつでも入札を辞退することができます。

コ 入札手続については、この入札説明書に記載のほかは、地方自治法施行令、米子市水道局契約規程（平成17年水道局管理規程第28号）及び米子市水道事業会計規程（平成17年水道局管理規程第25号）に定める規定に基づき執行いたします。

1.5 お問い合わせ先

〒683-0008 鳥取県米子市車尾南二丁目8番1号
米子市水道局 総務課 会計係 電話0859-32-6119

※業務仕様についてのお問い合わせは、平成25年5月13日(月)までとします。

<参考> 地方自治法施行令第167条の4

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 普通地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の実行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。